

令和3年第3回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び閉会 令和3年11月9日 午前10時00分 開会
午後 6時52分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	総務部理事	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	松本秀樹
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	森井敏英
保健福祉部理事	東錦也	こども未来創造部長	井上理恵
こども未来創造部理事	板橋行則	教育部長	吉井忠
教育委員会理事	西川育子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	中井浩子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉田賢二
書記	高松和弘	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 3番 柴田三乃 4番 坂本剛司

7. 議事日程

日程第1 仮議席の指定

日程第2 葛城市議会議長の選挙について

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定について

追加日程第4 葛城市議会副議長の選挙について

追加日程第5 葛城市議会常任委員会委員の選任について

追加日程第6 葛城市議会運営委員会委員の選任について

追加日程第7 奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員の選出について

追加日程第8 奈良県広域消防組合の議会議員の選出について

追加日程第9 議第60号 葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第10 議会改革特別委員会の設置について

追加日程第11 県域水道一体化調査特別委員会の設置について

追加日程第12 当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の設置について

追加日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

岩永事務局長 議会事務局の岩永でございます。

この臨時会は、先般の葛城市議会議員選挙後初めての議会でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員の中で、下村正樹議員が年長議員でございますので、下村議員に臨時議長をお願いすることにいたします。

下村議員、議長席にお着き願います。

(下村臨時議長 議長席に着席)

下村臨時議長 地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員の私が臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくご協力のほどお願いいたします。

注意事項を申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、音量をお切りの上、操作音が鳴らないようお願いいたします。

発言される際は、マスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、令和3年第3回葛城市議会臨時会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

ここで、初議会に当たり、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。

臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和3年第3回葛城市議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中ご出席を賜り、ありがとうございます。

まず初めに、このたびご当選されました皆様方に、心よりお祝いを申し上げます。本当におめでとうございます。

皆様におかれましては、改選後初めての議会となるところでございますが、たくさんの市民の皆様方と向き合わせ、様々なお話を聞かれてこられたことと存じます。葛城市の今後更なる発展に向け、議会と行政が一丸となってまちづくりに取り組んでいくためにも、議員各位のご支援、ご協力が必要不可欠でございます。

市民のお声に応えるべく4年間のご活躍を心より祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

下村臨時議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより日程に入ります。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を仮議席として指定いたします。

日程第2、葛城市議会議長の選挙についてを議題といたします。
議長選挙についてご協議をいただくため、暫時休憩をいたします。
なお、再開時刻については、追って連絡いたします。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前11時15分

下村臨時議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議長選挙を行います。

議長選挙は投票にて行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

下村臨時議長 ただいまの出席議員は15名であります。

立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、1番、西川善浩議員及び2番、横井晶行議員の両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。白票は無効といたします。

(投票用紙配付)

下村臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

下村臨時議長 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

下村臨時議長 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

(投 票)

下村臨時議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

下村臨時議長 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

下村臨時議長 開票を行います。

1番、西川善浩議員及び2番、横井晶行議員、立会いをお願いいたします。

(開 票)

下村臨時議長 それでは、開票の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票15票、無効投票0票であります。

有効投票中、川村優子議員14票、谷原一安議員1票、以上であります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、川村優子議員が葛城市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました川村優子議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

川村優子議員、当選の承諾及びご挨拶を、登壇の上、お願いいたします。

川村議員 ただいま議長の任を拝命いたしました川村優子でございます。

今回の私たち葛城市議会議員の選挙は無投票という形になりましたが、その形は市民の皆様にとって、様々なご意見を頂戴したところであります。

そんな中、私たち15人がそろいまして、私、今回、議長の任を拝命いたしますが、私自身、議長という役割は、14人の意見をしっかりと市政に伝えられるような開かれた議会であり、そして、様々な皆様の多様な意見をしっかりと集結して、葛城市議会として質の高い、そして誰にでも分かりやすい、そういった議会を目指さなければならないというふうに自覚をしております。市民の皆様にとってなかなか分かりづらい議会、これはやはり、これまでの分かりづらかったところをもう一度問いただし、どうしたら葛城市民の皆様に分かりやすい政治の姿を見せることができるのか。これを胸に、私は、14人が主役であり、私はそのテーブルを用意する役目だと思っております。行政の皆様も心機一転、この15人の議員をしっかりと議会として機能するようにご協力いただき、市民の健康と、そして幸せを願い、どこの市にも負けないすばらしい議会を目指してまいりたいと思っております。

どうぞ、皆様方のご協力のみでございます。どうぞよろしくお支えください。よろしくお願いたします。ありがとうございます。

下村臨時議長 これをもちまして、私の臨時議長としての職務は終わりましたので、議長と交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

議長、議長席にお着き願います。

(川村議長 議長席に着席)

川村議長 それでは、よろしくお願いたします。ただいまから議会運営に当たらせていただきますので、よろしくお願いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開時間につきましては、追って連絡いたします。

休 憩 午前11時35分

再 開 午前11時55分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事日程について、お諮りをいたします。

ただいまお手元に配付いたしております議事日程（第1号の追加1）を本日の日程に追加
いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程（第1号の追加1）を日程に追加することに決
定いたしました。

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、ただいまご着席の仮議席を本議席に指定いたします。

追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、柴田三乃議員、4番、坂本剛司
議員の2名を指名いたします。

追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日11月9日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日11月9日の1日とすることに決定
いたしました。

追加日程第4、葛城市議会副議長選挙についてを議題といたします。

これより、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選により行い
たいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしまし
た。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、これにご異議ござい
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することと決定いたしました。

葛城市議会副議長に、吉村始議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました吉村始議員を、葛城市議会副議長の選挙の当選人と定め
ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました吉村始議員が、葛城市議会副

議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました吉村始議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

吉村始議員、当選の承諾及びご挨拶を、登壇の上、お願いをいたします。

吉村始議員。

吉村議員 ただいま副議長の任を拝命いたしました吉村始でございます。私、若輩者でございますが、川村優子議長をしっかり支えまして、この副議長の職をしっかり全うしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、私、このたび市会議員選挙があったわけですがけれども、選挙の間からも、そして選挙に当選した後からも、市民の皆様から、そして先輩議員の皆様からも、この議会は一丸となつてやらなければいけない、結束して物事に当たらなければいけない、今、我々の議会に必要なのはそういったものだというふうに思います。

先ほど、私、川村優子議長の話の一つ一つなずきながら聞いておりましたけれども、特に開かれた議会、分かりやすい議会、こういったキーワードをおっしゃいました。これこそ私、自分が最も力を入れていきたかったということでございます。頑張つてまいりたいと思います。

さて、そのことに関しまして、1つ、私の成功体験を皆様にお話をしたいと思います。それは、私、この3年間、議会だよりの編集委員長を拝命してやっておりました。そして、この議会だよりのリニューアルすることができました。これができたのは、議会だよりの編集委員の皆様方の頑張りがあったということももちろんのことですが、議会全体の大変なバックアップをいただいた。こういったことで、一丸となればどんどん仕事が進むんだ、そういうふうなことを実感したわけでありまして。

今、残念ながら、この葛城市政のスピード感というものについては、市民の皆様から伺いましてなかなか聞こえてこない。いま一度、この議会が踏ん張っていかなければいけない、そういうふうにするわけでございます。阿古市長も、平素より市政と議会は車の両輪だというふうなことをおっしゃっておりますが、私どもも、市政としっかりとしたよい緊張感を保ちつつ、どんどん市政を前に向かって進めていく、そういったことを頑張つてまいりたいと思います。

どうぞ皆様、引き続きよろしくご指導ご鞭撻のほどお願いを申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

川村議長 それでは、ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開時刻については、追って連絡をいたします。

休 憩 午後0時02分

再 開 午後3時45分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長をいたします。

先ほど、市長から議第60号議案の提出がありました。

議事日程について、お諮りをいたします。

ただいまお手元に配付いたしております議事日程（第1号の追加2）を本日の日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程（第1号の追加2）を日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第5、葛城市議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となりました葛城市議会常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名をいたします。なお、各常任委員会の委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、各常任委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました各常任委員会の委員長及び副委員長をご報告いたします。

総務建設常任委員会委員長、梨本洪珪議員、同じく副委員長、松林謙司議員。

厚生文教常任委員会委員長、奥本佳史議員、同じく副委員長、谷原一安議員。

以上です。

次に、追加日程第6、葛城市議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となりました葛城市議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名をいたします。なお、議会運営委員会の委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

議会運営委員会委員長、増田順弘議員、同じく副委員長、杉本訓規議員。

以上です。

次に、追加日程第7、奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員の選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、奈良県葛城地区清掃事務組合同規約第5条第1号及び第2号の規定により選出する3名の組合議会議員のうち、1名は議長が当たることとなっており、同条第3号の規定により、2名を議会から選出することとなっております。

選出の方法については議長が指名することといたしたいと思いますが、これにはご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員には奥本佳史議員、谷原一安議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました兩名を奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員と定める

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました奥本佳史議員、谷原一安議員、そして私、議長、川村優子を奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員に選出することと決定いたしました。

次に、追加日程第8、奈良県広域消防組合の議会議員の選出についてを議題といたします。お諮りいたします。

本件につきましては、奈良県広域消防組規約第5条第1項の規定により、議会から1名選出するものであり、選出の方法につきましては議長が指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することと決定いたしました。

奈良県広域消防組合の議会議員に西井覚議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました西井覚議員を奈良県広域消防組合の議会議員と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました西井覚議員を奈良県広域消防組合の議会議員に選出することと決定いたしました。

(藤井本議員 退席)

川村議長 それでは次に、追加日程第9、議第60号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件につき、提案者の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 本案につきましては、議会議員から選出されておりました下村正樹氏の議員の任期満了によりまして、新たに議会議員として豊かな経験と人格、力量ともに優れている藤井本浩氏を監査委員に任命いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしくご審議をいただきまして、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことと決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第60号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第60号議案は原案のとおり同意することと決定いたしました。

(藤井本議員 復席)

川村議長 ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開時刻については、追って連絡をいたします。

休 憩 午後3時53分

再 開 午後6時40分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど休憩中に議会運営委員会が開催され、特別委員会の設置についてのご協議をいただいておりますので、会議の概要について、議会運営委員長よりご報告願います。

増田順弘議員。

増田議会運営委員長 先ほど、特別委員会設置につきまして議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

委員会では、事務局より、これまでの特別委員会の設置状況について、また理事者側の特別委員会設置に関する意見も聞き、それを踏まえて、特別委員会の設置について協議を行いました。

その結果、議会改革特別委員会、県域水道一体化調査特別委員会、当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の3つの特別委員会を設置することにし、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会については、現在係争中の案件であるため、調査特別委員会の設置はせず、総務建設常任委員会の所管事項とすることを確認をいたしました。

なお、これら3つの特別委員会の設置についての議事日程等につきましては、本臨時会におきまして、この後直ちに本日の日程に追加していただき、追加日程として、議長発議によりそれぞれ審議を願います。

以上、簡単ではございますが報告とさせていただきます。皆様方のご理解、よろしくお願いを申し上げます。

川村議長 お諮りをいたします。

特別委員会の設置については、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、お手元に配付いたしております議事日程(第1号の追加3)を日程に追加し、審議を行うことにいた

したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の設置については、議事日程(第1号の追加3)を日程に追加し、審議することと決定いたしました。

追加日程第10、議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

市民の代表機関としての議会の役割を見直し、その責務を明確にしながら、議会活動の活性化を図り、議会改革の調査・研究を推進するため、10名の委員をもって構成する議会改革特別委員会を、委員会条例第5条第1項の規定により設置し、これに付託の上、必要と認められる期間、議会の閉会中も継続して調査及び審査をすることにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議会改革に関する事項及び議会基本条例の検証に関する事項について、慎重に調査・検討するため、10名の委員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託の上、必要と認められる期間、議会の閉会中も継続して調査及び審査をすることと決定いたしました。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。なお、議会改革特別委員会の委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました特別委員会の委員長及び副委員長をご報告いたします。

議会改革特別委員会委員長、梨本洪珪議員、同じく副委員長、西川善浩議員。

以上です。

次に、追加日程第11、県域水道一体化調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

将来の水道事業に関する変化に伴い、集中的に審査を行うため、10名の委員をもって構成する県域水道一体化調査特別委員会を委員会条例第5条第1項の規定により設置し、水道事業に関する事項を付託の上、必要と認められる期間、議会の閉会中も継続して調査及び審査することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、水道事業に関する事項について慎重に調査・検討をするため、10名の委員をもって構成する県域水道一体化調査特別委員会を設置し、これに付託の上、必要と認められる期間、議会の閉会中も継続して調査及び審査することと決定いたしました。

ただいま設置されました県域水道一体化調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名をいたします。なお、県域水道一体化調査特別委員会の委員長及び副委員長につきましては、委員会

条例第8条第1項の規定により、特別委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました特別委員会の委員長及び副委員長をご報告いたします。

県域水道一体化調査特別委員会委員長、藤井本浩議員、同じく副委員長、谷原一安議員。
以上です。

次に、追加日程第12、当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

平成16年10月の合併以来、旧両町の庁舎を継続使用する2庁舎制で行政運営を行ってまいりましたが、急務である耐震性で劣る当麻庁舎の危険性の排除と、それに伴うICTを活用した庁舎機能のあり方について調査・検討を行うため、8名の委員をもって構成する当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を、委員会条例第5条第1項の規定により設置し、当麻庁舎老朽化に関し、危険性の排除に関する事項、庁舎機能のあり方に関する事項、当麻庁舎周辺施設に関する事項を付託の上、必要と認められる期間、議会の閉会中も継続して調査及び審査をすることにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、当麻庁舎老朽化に関し、危険性の排除に関する事項と庁舎機能のあり方に関する事項、当麻庁舎周辺施設に関する事項について慎重に調査・検討するため、8名の委員をもって構成する当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を設置し、これに付託の上、必要と認められる期間、議会の閉会中も継続して調査及び審査をすることに決定をいたしました。

ただいま設置されました、当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名をいたします。

なお、当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました特別委員会の委員長及び副委員長をご報告いたします。

当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会委員長、西井覚議員、同じく副委員長、奥本佳史議員。

以上です。

最後に、追加日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中の継続審査の申出表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、申出表に記載の事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をさせていただきました。

以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日開会の令和3年第3回葛城市議会臨時会の日程を終え、閉会の運びとなりました。議長、副議長をはじめ、議会の役員構成も決定いただき、新たな出発をいただいたところがございます。議員各位におかれましては、それぞれの立場から日々ご活躍をいただきまして、葛城市の発展のためにより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

川村議長 これをもちまして、令和3年第3回葛城市議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後6時52分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

臨 時 議 長 下村 正樹

議 会 議 長 川村 優子

署 名 議 員 柴田 三乃

署 名 議 員 坂本 剛司